（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容） **第十三条の二**　令第六条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十三条の三**　令第六条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （保安業務の委託契約の相手方に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容） **第二十八条の二**　令第六条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第二十八条の三**　令第六条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （免状交付事務に係る委託契約書の記載事項） **第百六条**　令第八条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） （免状交付事務に係る公示） **第百七条**　令第八条第二号の規定により、都道府県知事が、免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。 一・二　（略） （経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告） **第百四十条**　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十六条第八項の規定により法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。	（一般消費者等に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容） **第十三条の二**　令第五条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （液化石油ガス販売事業者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第十三条の三**　令第五条第一項に規定する電子情報処理組織を利用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一～三　（略） （保安業務の委託契約の相手方に対して示すべき電磁的方法の種類及び内容） **第二十八条の二**　令第五条第三項において準用する同条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （委託契約の当事者による情報通信の技術を利用した承諾の取得） **第二十八条の三**　令第五条第三項において準用する同条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二　（略） （免状交付事務に係る委託契約書の記載事項） **第百六条**　令第七条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一～三　（略） （免状交付事務に係る公示） **第百七条**　令第七条第二号の規定により、都道府県知事が、免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。 一・二　（略） （経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告） **第百四十条**　都道府県知事又は指定都市の長は、令第十三条第八項の規定により法第十六条の二第二項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の報告を行うときは、速やかに様式第六十四の供給設備技術基準適合命令実施報告書を当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に提出しなければならない。